

令和5年第3回嘉島町議会定例会会議録（第1号）

・招集年月日

令和5年9月1日（金曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	木下武	6番	増岡司
2番	穴井智子	7番	春日堅一
3番	齊藤進	8番	川野伸一
4番	森下文夫	9番	境野隆文
5番	満田和浩	10番	鍋田平
		11番	森田義雄

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石坂英一

議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長報告
- 日程第4 報告第3号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報告第4号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第6 監査委員報告
- 日程第7 議案の上程及び提案理由の説明
 - 1 議案第34号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第7号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）
 - 2 議案第35号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 3 議案第36号 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第37号 令和4年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分について
 - 5 議案第38号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）
 - 6 議案第39号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 7 議案第40号 令和5年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
 - 8 議案第41号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 9 議案第42号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 10 議案第43号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）
 - 11 認定第1号 令和4年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
 - 12 認定第2号 令和4年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 13 認定第3号 令和4年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
 - 14 認定第4号 令和4年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 15 認定第5号 令和4年度嘉島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 16 認定第6号 令和4年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 17 認定第7号 令和4年度嘉島町簡易水道事業会計歳入歳出決算

散 会

開会・開議 午前10時

.....

○議長（森田義雄君） おはようございます。ちょっと時間早うございますが、全員お揃いでございますので、始めたいと思います。

令和5年第3回嘉島町議会定例会に全議員さんにお出しいただきまして、ありがとうございます。今年の夏は、世界的な異常気象により、世界各地で豪雨・干ばつ・山火事等が多数発生をしております。我が国におきましても同様に、ゲリラ雷雨により災害が発生する地域がある一方で、干ばつによる水不足で農作物等にも被害も出ている地域もあります。また、今の時期は、涼しいはずの北海道や東北地方で連日暑い日を記録する日々が続いております。猛暑により体力等も落ちていると思いますので、健康管理には十分注意をしていただきたいと思います。それから、荒木町長が、体調を崩されておまして、現在療養中です。町長に就任されて以来、初めて町長不在の議会となりますが、スムーズな議事進行に努めたいと思いますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、始めたいと思います。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、令和5年第3回嘉島町議会定例会は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

.....

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田義雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番 春日 堅一議員、8番 川野 伸一議員を指名します。

.....

日程第2 会期の決定

○議長（森田義雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から9月5日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は5日間と決定しました。

.....

日程第3 議長報告

○議長（森田義雄君） 日程第3 議長報告となっております。

一部事務組合議会、上益城広域連合議会の概要につきましては、それぞれの所属議員から報告書が提出されております。

なお、議案等を議会事務局に備えておりますので、ご参照くださるようお願いいたします。また、6月定例会以降、議長宛に提出されました陳情書については別紙一覧表のとおりです。6月から8月までの例月現金出納検査結果については、監査委員から報告書が提出されております。また、6月定例会以降、議長において、出席した行事等については、別紙のとおりです。以上で議長報告を終わります。

.....

日程第4 報告第4号

○議長（森田義雄君） 日程第4 報告第3号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、町長職務代理者高田総務課長の報告を求めます。

○町長職務代理者総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 町長職務代理者高田総務課長。

○町長職務代理者総務課長（高田克明君） おはようございます。総務課長の高田です。議員の皆様には、嘉島町議会の令和5年第3回定例会に全員ご参集をいただき、誠にありがとうございます。本来であれば、荒木町長が町政報告や議案の提案理由説明、答弁など行うところでございますが、病氣療養中でしばらく治療に専念されますので、出席が叶いません。嘉島町長職務代理者規則の規定により、総務課長の職である私、高田が8月16日から当分の間、町長の職務代理者を務めることになりました。よろしくお願いたします。荒木町長の日も早いご回復と公務復帰を願っております。それでは報告させていただきます。

報告第3号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化

判断比率について報告します。

表中左から順に説明します。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、共に赤字にならず、比率は生じませんでした。実質公債費比率は10.1%、将来負担比率は94.6%となりました。

なお、表中の括弧書きは早期健全化基準の数値であります。また、監査委員の審査意見書は添付のとおりであります。

令和5年9月1日提出 嘉島町長職務代理者嘉島町総務課長 高田克明

○議長（森田義雄君） 以上で、報告第3号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第5 報告第4号

○議長（森田義雄君） 日程第5 報告第4号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について、町長職務代理者高田総務課長の報告を求めます。

○町長職務代理者総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 町長職務代理者高田総務課長。

○町長職務代理者総務課長（高田克明君） 報告第4号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率について報告します。

表中の特別会計名は公共下水道事業及び簡易水道事業ですが、いずれの事業においても資金不足にはならなかったため、資金不足比率は生じませんでした。

なお、表中の括弧書きは経営健全化基準の数値であります。また、監査委員の審査意見書は添付のとおりであります。

令和5年9月1日提出 嘉島町長職務代理者嘉島町総務課長 高田克明

○議長（森田義雄君） 以上で、報告第4号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第6 監査委員報告

○議長（森田義雄君） 日程第6 監査委員報告となっております。令和4年度の会計決算審査結果について、監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（蜂屋誠君） 議長。

○議長（森田義雄君） 蜂屋代表監査委員。

○代表監査委員（蜂屋誠君） おはようございます。日程に従いまして、令和4年度の決算審査につきましてご報告いたします。

まず、一般会計及び特別会計において、地方自治法第233条第2項、同法241条第5項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、町長から審査に付されました、令和4年度嘉島町一般会計と特別会計の決算審査について審査を実施いたしました。その結果を、地方自治法第233条第3項の規定により、町長に対し意見書を提出しましたので、ご報告いたします。

審査は、令和4年度嘉島町一般会計及び国民健康保険、住宅新築資金等貸付、介護保険、公共下水道事業、後期高齢者医療、それぞれの特別会計、計6件の決算の審査を本年7月21日から8月15日までにわたり実施いたしました。地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者は決算を調製し、出納閉鎖後3箇月以内に町長に提出することになっておりますが、本年7月20日に証書類その他政令で定める書類と合わせて、提出されていることをまず確認いたしました。審査に当たりましては、嘉島町監査委員監査規程及び監査基準に基づき実施しました。審査の着眼点としまして、収入・支出が法的に行われているか、議決された予算の執行が的確に行われているか、財政運営は総合的にみて適正であるか、などに重点を置き、計数の確認、予算の執行状況、事務事業の実施状況とその成果について、各会計の歳入歳出予算書と各課、室等の歳入調定簿、予算差引簿、並びに提出資料等を詳細に照合調査の結果、計数に誤りはなく、証書類、諸帳簿、関係書類等の整理保存の処理も適切であり、全会計ともに収入・支出は法的に行われていることを確認しました。

次に、令和4年度嘉島町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書はいずれもその数値は正確であり、様式も地方自治法施行令の定めにより作成されており適正であります。なお、一般会計について、歳出予算現額から翌年度への繰越明許費

を除いた額に対する執行率は、92.45%であります。また、特別会計の執行率は、国民健康保険特別会計 89.57%、住宅新築資金等貸付特別会計 7.54%、介護保険特別会計 92.69%、公共下水道事業特別会計 96.30%、後期高齢者医療特別会計 96.34%であります。従いまして、令和 4 年度の各会計の予算の目的は、達成されたものと認めます。

次に、地方自治法第 241 条の規定による基金であります。特定の目的基金は 12 の基金が設置され、その目的にそって、適正かつ効率的に運用されております。

一般会計において、令和 4 年度は、財政調整基金で 1 億 5,002 万 6,142 円が積み立てられたので年度末現在高は 17 億 3,891 万 8,868 円となっております。また、減債基金は預金利息の 2,569 円だけの積み立てということで、年度末現在高は 1 億 2,850 万 5,245 円、公共施設等整備基金は 5,000 万 1,287 円が積み立てられたので、年度末現在高は 1 億 1,445 万 2,903 円、ふるさと応援寄附基金は 2 億 8,529 万 108 円が積み立てられ、3 億 2,000 万円が取り崩されたので、年度末現在高は 3 億 9,836 万 1,232 円、平成 28 年熊本地震復興基金は預金利息 712 円が積み立てられ、276 万 2,000 円が取り崩されたので、年度末現在高は 3,290 万 7,571 円となっております。森林環境譲与税基金は、令和 2 年度に全額が取り崩されておりますので、年度末現在高は 0 円となっております。新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金は、預金利息 114 円が積み立てられ、143 万 6,743 円が取り崩されたので、年度末現在高は 428 万 1,156 円となっております。平成 3 年度に新設された、まち・ひと・しごと創生推進基金は、30 万 20 円が積み立てられ、100 万円が取り崩されておりますので、年度末現在高は 30 万 20 円となっております。中山間ふるさと水と土保全基金と地域福祉基金について積立及び取り崩しはなく、預金利息は一般会計へ参入されますので、中山間ふるさと水と土保全基金の年度末現在高は、令和 3 年度と同額の 1,000 万円、地域福祉基金は同じく 1 億 1,440 万円となっております。

特別会計では、国民健康保険特別会計の国民健康保険療養給付費等基金について取り崩しはなく、預金利息の 3,000 円が積み立てられているため、年度末現在高は 1 億 5,001 万 68 円となっております。介護保険特別会計の介護給付費準備基金については、5,000 万 2,847 円が積み立てられ、3,000 万円が取り崩されたので年度末現在高は 2 億 272 万 5,931 円となっております。なお、各基金の証書は、安全で確実なる方法により管理、保管されていることを確認いたしました。

次に公営企業会計の簡易水道事業についてご報告いたします。令和 3 年度から公営企業会計へと移行しました。簡易水道事業では地方公営企業法第 30 条第 1 項の規定によって、管理者は決算を調製し、事業終了後 2 か月以内に町長に提出することになっておりますが、決算に関する証書類が 5 月 31 日に提出されていたことを確認いたしました。

決算審査に付されました報告書並びに計算書等は、関係法令に準拠して作成されており事業の経営実績及び年度末現在の財政状況は適正で、関係帳簿、その他証書類を照合した結果、計数は正しく、予算の執行及び関連する事務は、適正かつ効率的に執行されており、所期の目的は達成されていると認めました。令和 4 年度の決算で収益が 6,309 万 1,137 円、費用が 4,756 万 5,681 円で、差引 1,552 万 5,456 円の利益を生じています。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率について、また、令和 4 年度決算に基づく嘉島町公共下水道事業特別会計及び嘉島町簡易水道事業会計の資金不足比率についての審査を実施いたしました。地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項並びに第 22 条第 1 項の規定により、町長に対し意見書を提出しましたので、ご報告いたします。

令和 4 年度決算に基づく、健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、早期健全化基準であります 15%に対して、赤字比率の数字は出ず黒字であり、また連結実質赤字比率につきましても、早期健全化基準の 20%に対して、赤字比率の数値は出ず黒字であります。実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の 25%に対して、10.1%であります。また、将来負担比率については、早期健全化基準の 350%に対して 94.6%となっております。令和 4 年度の決算におきましては、早期健全化基準をそれぞれ下回った比率であり問題はありません。

また、嘉島町公共下水道事業特別会計並びに嘉島町簡易水道事業会計の資金不足比率につきましては、資金不足比率が経営健全化基準の 20%に対して、両会計とも決算において実質収支額が黒字になっており、問題はありませんでした。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標についての審査結果報告を終わります。以上でございます。

○議長（森田義雄君） 以上で、監査委員報告を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第7 議案の上程及び提案理由の説明

○議長（森田義雄君） 日程第7 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

これより、

- 議案第34号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第7号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第36号 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 令和4年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分について
- 議案第38号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第39号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 令和5年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 認定第1号 令和4年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
- 認定第2号 令和4年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第3号 令和4年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
- 認定第4号 令和4年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第5号 令和4年度嘉島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第6号 令和4年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認定第7号 令和4年度嘉島町簡易水道事業会計歳入歳出決算

以上の17件を一括議題とします。

町長職務代理者高田総務課長の説明を求めます。

○町長職務代理者総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 町長職務代理者高田総務課長。

○町長職務代理者総務課長（高田克明君） 本定例会では、荒木町長の代理として、町政報告と議案の提案理由説明・答弁を務めさせていただきます。何卒よろしくお願いいたします。

それでは、6月の第2回定例会からこれまでの町政の動きと、第3回定例会の提出議案についてご説明をさせていただきます。

まず、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金について、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯あたり3万円を支給する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の初回振込みを令和5年7月20日に行いました。これまで延べ775世帯(2,325万円)への振込みが完了しています。

防災行政無線施設の整備について、現在の防災行政無線施設の老朽化に伴い、安定運用を維持するため、昨年から本年度にかけ施設の更新を行っております。今回の特徴といたしましては、防災メールや町公式LINEへ一元的に配信が可能となり、放送と同時に携帯電話や町ホームページに放送と同じ内容を送信することが出来るようになります。利用者の費用負担が発生しませんので、多くの町民の皆様へ活用していただきたいと思っておりますので、防災メール、町公式LINEの登録を推奨してまいります。

また、高齢者世帯等への戸別受信機の配備を行い、緊急情報伝達手段の拡充にも力を入れていきます。主な無償貸与の要件として、75歳以上の世帯員のみ世帯や身体障害者手帳1級または、2級を有する者がいる世帯などとしており、来年1月から委託業者が自宅を訪問し、戸別受信機の設置を順次行います。なお、無償貸与の要件を満たさない世帯で、有償で戸別受信機を希望される世帯については、来年2月から調査を行う予定です。順調にいけば、来年1月から新設備での仮運用を行い、来年4月の本運用開始を予定しております。

上益城5町のごみ処理施設について、令和4年3月に上益城5町とごみ処理施設の整備・運営を目指す民間事業者において、環境アセスメントの実施に向けた基本協定が締結されました。令和4年5月に新会社「シムファイブス」が設立され、現在この新会社において熊本県環境影響評価条例に基づき、ごみ処理施設建設における環境アセスメントを実施しております。環境アセスメントは、配慮書段階、方法書段階、

準備書段階、評価書段階と4段階に分かれており、配慮書段階まで終了し、現在は現地調査や予測評価の手法を検討する方法書段階に進んでおります。環境アセスメント全体の手続きは、令和8年3月までの工程で実施される予定でございます。今後になりますが、環境アセスメントが完了し、事業計画が適切なものであると判断できれば、改めて上益城5町と事業者等が環境保全協定及び立地協定等を締結し、各法令の許可手続きが進めば上益城広域連合にて土地の造成を行い、新会社によるごみ処理施設の建設を行う予定となっております。本町においても、各関係機関との協議や調整を行い、事業の進捗などの情報を随時発信しながら事業を進めて参ります。

東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の進捗について、現在、活断層等の影響による事業計画の変更を進めております。今後、地権者への周知等を行い、年内には法定手続きが完了する見込みでございます。次期工区につきましては、現在、整備しております区域の東側1-1工区を進めて参ります。来年度（令和6年度）に着手する予定でございます。

下水道事業の進捗について、昨年度に引き続き、上仲間、西村及び井寺地区において供用区域拡大のための工事を行っております。上仲間地区においては、これまで主に幹線整備を実施してはりましたが、ある程度の進捗が図られたため、今後は集落内の枝線整備へ移行することとなります。西村地区内の整備は既に枝線整備へ移行しており、あと3年程で全区域の整備が完了する見込みです。井寺地区においては、現在、既存集落内の幹線を整備中です。今後は「ゆうすいの杜」の整備と並行して供用区域範囲の拡大を図ります。

嘉島中学校体育館屋根改修工事について、6月議会にて承認頂き工事に着手しました。授業等への影響を最小限にするため、夏休みを中心に工事を進め、屋根の改修を9月中に完了し、雑工事も含めた竣工を10月に予定しています。

水の郷まつりを8月5日、土曜日にイオンモール熊本屋上駐車場において開催しました。今年は、ステージイベントなどの催しも含め4年ぶりにコロナ禍前の規模での開催となりました。多くの方が来場され、歌・音楽などのステージイベントや露店の賑わい、最後には打ち上げられた約3,200発の花火で夏の夜のひと時を楽しんでいただきました。

第73回上益城郡民体育祭について、7月8日、9日に予定してはりましたが、第73回上益城郡民体育祭につきましては、7月3日の大雨による郡内の被害状況や一部の競技会場が使用できなくなったことから、やむを得ず中止となりました。

以上で、6月からこれまでの主な動きについてご報告をさせていただきました。

次に、提案理由の説明に移ります。9月定例議会について提案しておりますのは、専決処分1件、条例制定2件、議決事件1件、補正予算6件、決算7件の計17件でございます。ただいまから、説明をさせていただきます。

○議案第34号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専議第7号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）」は、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年7月13日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第35号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第36号 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年10月1日から適格請求書保存方式が導入されることに伴い、消費税額を明確にするため、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第37号 令和4年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分について

利益剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第38号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）について

令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,352万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億1,379万2千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第39号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,391万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,123万7千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第40号 令和5年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64万円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第41号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,025万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,439万6千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第42号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ472万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,271万2千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第43号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益に260万3千円、第3項 特別利益に725万3千円追加し、総額を4億6,838万3千円としました。

支出においては、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用に477万円追加し、総額を4億690万2千円としました。

また、資本的収支予算のうち、収入において、第1款 資本的収入、第2項 企業債を1,430万円、第4項 国庫補助金を1,805万円減額し、総額を3億8,750万円としました。

支出においては、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費を3,621万2千円減額し、総額を5億7,582万4千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わりますが、

○認定第1号 令和4年度嘉島町一般会計歳入歳出決算

○認定第2号 令和4年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

○認定第3号 令和4年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算

- 認定第4号 令和4年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第5号 令和4年度嘉島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第6号 令和4年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

以上、6件の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。また、同条第5項の規定による主な施策の成果につきましては、各会計ごとに事業成果調書を作成し、お手元に配布のとおりであります。

詳細につきましては、会計管理者に説明をさせますので、ご審議のうえ、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○認定第7号 令和4年度嘉島町簡易水道事業会計歳入歳出決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。

詳細につきましては、企業出納員に説明をさせますので、ご審議のうえ、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○会計管理者（増永貴士君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増永会計管理者。

○会計管理者（増永貴士君） おはようございます。会計管理者の増永です。令和4年度の決算につきまして、ご説明申し上げます。認定第1号 令和4年度嘉島町一般会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1ページから2ページが歳入の一覧です。費目の区分は、款、項までの記載となっております。2ページに歳入の合計額がありますので、ご覧願ひます。予算現額が81億9,488万7,382円、調定額が76億6,818万3,445円、収入済額が76億4,822万9,825円、不納欠損額が112万2,571円、収入未済額が1,883万1,049円、予算現額と収入済額との比較が-5億4,665万7,557円となりました。

3ページと4ページが歳出です。4ページに歳出の合計額がありますので、ご覧願ひます。予算現額が81億9,488万7,382円、支出済額が73億7,170万2,153円、翌年度繰越額が2億2,140万4,000円、不用額が6億178万1,229円、予算現額と支出済額との比較が8億2,318万5,229円となりました。歳入歳出差引残額は2億7,652万7,672円でございます。うち、基金繰入額はありません。

令和5年9月1日提出 町長職務代理者総務課長名でございます。

歳入歳出の詳細につきましては、5ページから62ページまでの歳入歳出決算事項別明細書をご参照いただきますようお願いいたします。こちらは、費目の区分を、款、項、目、節まで記載しております。また、備考欄に内訳を記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

63ページをお開き願ひます。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が76億4,822万9,825円、歳出総額が73億7,170万2,153円、歳入歳出差引額は2億7,652万7,672円となり、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越が7,287万7,000円ありますので、実質収支額は2億365万672円となりました。実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入はしてありません。

次のページをお願いいたします。財産に関する調書です。公有財産の土地および建物の総括表となっております。令和4年度末現在、町が所有します土地と建物はこのような状況でございます。下段の合計欄をご覧ください。左から、土地でございます。3年度末現在高41万353.68㎡、4年度中増減高3195.53㎡、4年度末現在高41万3549.21㎡。建物につきましては、木造の建物が3年度末現在高6,124.77㎡、4年度中増減高はありません。4年度末現在高6,124.77㎡。非木造の建物が3年度末現在高3万7,252.15㎡。4年度中増減高1,377.42㎡。4年度末現在高3万9,629.57㎡。建物の合計は、延面積で3年度末現在高4万3,376.92㎡、4年度中増減高1,377.42㎡、4年度末現在高4万4,754.34㎡でございます。

65ページは行政財産です。4年度中に増減がありました物件についてご説明いたします。土地については、3,195.53㎡の増があります。これは、町公園用地取得が主な要因です。次に木造の建物につきましては、4年度中に増減はありませんでした。非木造の建物につきましては、1,377.42㎡の増があります。これは、町給食センター建設が主な要因です。行政財産の4年度末現在高は、土地が40万2,231.88㎡、建物が延面積で4万4,496.88㎡となっております。

66ページが普通財産です。土地、建物いずれも増減はありませんでした。普通財産4年度末現在高につきましては、土地が1万1,317.33㎡、建物が257.46㎡となっております。

次のページをお願いいたします。公有財産の出資による権利でございます。出資金、出捐金、拠出金をあわせて13件保有しております。3年度末現在高は2,021万8,000円です。年度中に嘉島町簡易水道事業へ506万1,000円出資しましたので4年度末現在高は2,527万9,000円となります。こちらは、区分ごと

に3年度末現在高、4年度中増減高、4年度末現在高を記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

次のページをお願いいたします。財産に関しますところの物品です。嘉島町財務規則第100条の規定に基づきまして、1件の取得価格が50万円以上のもの及び車両を掲載しております。それでは、4年度中に増減がありました、主なものについてご説明いたします。6番の普通自動車1増は、町公用車の買い替えによるものと、町乗合タクシー車両購入によるものです。12番の電話設備1増は、嘉島中学校電話設備購入によるものです。31番の厨房器具49増は、給食センター建設に対応したものです。40番の電子黒板2増は、東小学校の児童数増加に対応したものです。合計で、3年度末現在高が157点、4年度中の増が60点、減が8点ですので、4年度末現在高は209点となります。

次のページをお願いいたします。財産に関しますところの基金です。1の財政調整基金は3年度末現在高が、15億8,889万2,726円、4年度中に1億5,002万6,142円増えましたので、4年度末現在高は17億3,891万8,868円です。内訳は、預金利息が2万6,142円、積立が1億5,000万円となっております。2の減債基金は、3年度末現在高が、1億2,850万2,676円、4年度中に2,569円増となりましたので、4年度末現在高は、1億2,850万5,245円です。内訳は、預金利息が2,569円となっております。3の中山間ふるさと水と土保全基金は、積立額1,000万円に変動はありません。この基金は運用目的の基金ですので、預金利息の200円は積立をせずに、一般会計へ繰り入れしております。4の地域福祉基金は積立額1億1,440万円に変動はありません。こちらの基金も運用目的の基金でございますので、預金利息は積立をせずに、一般会計へと繰り入れております。5の公共施設等整備基金は、3年度末現在高が6,445万1,616円、4年度中に5,000万1,287円増となりましたので、4年度末現在高は1億1,445万2,903円となります。内訳は、預金利息1,287円、積立が5,000万円です。6のふるさと応援寄附基金は、3年度末現在高が4億3,307万1,124円、4年度中に3,470万9,892円減りましたので、4年度末現在高は、3億9,836万1,232円です。内訳は、預金利息が7,608円、積立が2億8,528万2,500円、取り崩しが3億2,000万円となっております。7の平成28年熊本地震復興基金は、3年度末現在高が3,566万8,859円。4年度中に276万1,288円減りましたので、4年度末現在高は3,290万7,571円となっております。内訳は、預金利息が712円、取り崩しが276万2,000円です。8の森林環境譲与税基金は、4年度末現在積立はございません。9の新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金は、3年度末現在高は571万7,785円です。4年度中に143万6,629円減りましたので、4年度末現在高は428万1,156円となります。内訳は、預金利息が114円、取り崩しが143万6,743円です。10のまち・ひと・しごと創生基金は、3年度末現在高は100万円です。4年度中に69万9,980円減りましたので、4年度末現在高は30万20円となります。内訳は、預金利息が20円、積立が30万円、取り崩しが100万円です。基金合計、3年度末現在高23億8,170万4,786円、4年度中増減高が1億6,042万2,209円の増、4年度末現在高は25億4,212万6,995円となりました。以上で、一般会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第2号 令和4年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1ページが歳入でございます。歳入合計をご覧ください。予算現額11億1,232万5,000円、調定額10億4,661万6,721円、収入済額10億2,513万302円、不納欠損額141万857円、収入未済額2,007万5,562円。予算現額と収入済額との比較、-8,719万4,698円となりました。

次に2ページが歳出です。歳出合計をご覧ください。予算現額11億1,232万5,000円、支出済額9億9,635万4,744円、翌年度繰越額はございません。不用額1億1,597万256円、予算現額と支出済額との比較、1億1,597万256円となりました。歳入歳出差引残額2,877万5,558円、うち基金繰入額はございません。

令和5年9月1日提出 町長職務代理者総務課長名でございます。

3ページから9ページまでは、事項別明細書です。説明は割愛させていただきます。

10ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。歳入総額が10億2,513万302円、歳出総額が9億9,635万4,744円、歳入歳出差引額は2,877万5,558円です。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額も2,877万5,558円です。標記の基金繰入はしていません。

次のページをお願いいたします。財産に関する調書です。国民健康保険療養給付費等基金3年度末現在高1億5,000万7,068円。4年度中に3,000円増加しましたので4年度末現在高は1億5,001万68円となっております。内訳は、預金利息が3,000円の増です。以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号 令和4年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算書をお願いいた

します。

1 ページが歳入でございます。歳入合計をご覧ください。予算現額 66 万 3,000 円、調定額 8,159 万 4,965 円、収入済額 59 万 181 円、不納欠損額 173 万 8,174 円、収入未済額 7,926 万 6,610 円。予算現額と収入済額との比較、-7 万 2,819 円となりました。

2 ページが歳出でございます。歳出合計をご覧ください。予算現額 66 万 3,000 円、支出済額 5 万円、翌年度繰越額 0 円、不用額 61 万 3,000 円、予算現額と支出済額との比較、61 万 3,000 円となりました。歳入歳出差引残額 54 万 181 円、うち基金繰入額 0 円。

令和 5 年 9 月 1 日提出 町長職務代理者総務課長名でございます。

3 ページと 4 ページは、事項別明細書です。説明は割愛をさせていただきます。

5 ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。歳入総額が 59 万 181 円、歳出総額が 5 万円、歳入歳出差引額が 54 万 181 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額も 54 万 181 円となります。標記の基金繰入はしておりません。以上で、住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第 4 号 令和 4 年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1 ページが歳入です。歳入合計をご覧ください。予算現額 9 億 3,388 万 2,000 円、調定額 9 億 2,604 万 1,658 円、収入済額 9 億 2,492 万 2,440 円、不納欠損額 4,740 円、収入未済額 111 万 4,478 円。予算現額と収入済額との比較、-8,959 万 560 円となりました。

2 ページが歳出です。歳出合計をご覧ください。予算現額 9 億 3,388 万 2,000 円、支出済額 8 億 6,563 万 6,027 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 6,824 万 5,973 円、予算現額と支出済額との比較、6,824 万 5,973 円となりました。歳入歳出差引残額 5,928 万 6,413 円、うち基金繰入額 0 円。

令和 5 年 9 月 1 日提出 町長職務代理者総務課長名でございます。

3 ページから 10 ページまでは、事項別明細書です。説明は割愛させていただきます。

11 ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。歳入総額が 9 億 2,492 万 2,440 円、歳出総額が 8 億 6,563 万 6,027 円、歳入歳出差引額は 5,928 万 6,413 円です。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も 5,928 万 6,413 円です。標記の基金繰入はしておりません。

次のページをお願いいたします。財産に関する調書です。介護給付費準備基金、3 年度末現在高が 1 億 8,272 万 3,084 円、4 年度中増減高が 2,000 万 2,847 円増ですので、4 年度末現在高は 2 億 272 万 5,931 円になっております。内訳は、預金利息 2,847 円、積み立て 5,000 万円、取り崩し 3,000 万円です。以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第 5 号 令和 4 年度嘉島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1 ページが歳入でございます。歳入合計をご覧ください。予算現額 8 億 3,689 万 6,000 円、調定額 7 億 8,661 万 3,800 円、収入済額 7 億 7,073 万 4,971 円、不納欠損額 14 万 4,690 円、収入未済額 1,573 万 4,139 円、予算現額と収入済額との比較、-6,616 万 1,029 円となりました。2 ページが歳出でございます。歳出合計をご覧ください。予算現額 8 億 3,689 万 6,000 円、支出済額 7 億 4,352 万 5,561 円、翌年度繰越額 6,481 万 4,000 円、不用額 2,855 万 6,439 円、予算現額と支出済額との比較、9,337 万 439 円となりました。歳入歳出差引残額 2,720 万 9,410 円、うち基金繰入額 0 円。

令和 5 年 9 月 1 日提出 町長職務代理者総務課長名でございます。

3 ページから 6 ページまでは、事項別明細書です。説明は割愛をさせていただきます。

7 ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。歳入総額が 7 億 7,073 万 4,971 円、歳出総額が 7 億 4,352 万 5,561 円、歳入歳出差引額は 2,720 万 9,410 円です。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費の繰越が 403 万 2,000 円ありますので、実質収支額は 2,317 万 7,410 円となりました。標記の基金繰入はしておりません。

なお、この歳入歳出差引額は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定より下水道事業会計に引き継ぎました。

令和 5 年 4 月 1 日提出 町長名でございます。

以上で、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第 6 号 令和 4 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1 ページが歳入です。歳入合計をご覧ください。予算現額 1 億 5,441 万円、調定額 1 億 5,388 万 8,406

円、収入済額 1 億 5,378 万 856 円、不納欠損額 0 円、収入未済額 10 万 7,550 円、予算現額と収入済額との比較、-62 万 9,144 円となりました。

2 ページが歳出です。歳出合計をご覧ください。予算現額 1 億 5,441 万円、支出済額 1 億 4,875 万 6,474 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 565 万 3,526 円、予算現額と支出済額との比較、565 万 3,526 円となりました。歳入歳出差引残額 502 万 4,382 円、うち基金繰入額 0 円。

令和 5 年 9 月 1 日提出 町長職務代理者総務課長名でございます。

3 ページから 6 ページまでは、事項別明細書です。説明は割愛をさせていただきます。

7 ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。歳入総額が 1 億 5,378 万 856 円、歳出総額が 1 億 4,875 万 6,474 円、歳入歳出差引額は 502 万 4,382 円です。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額も 502 万 4,382 円です。標記の基金繰入はしておりません。以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

これをもちまして、令和 4 年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。認定いただきますようご審議のほどよろしくお願いたします。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（森田義雄君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） おはようございます。建設課長の橋本でございます。簡易水道事業会計は公営企業会計となりますので、決算報告は出納員を務めます建設課長の私が行わせていただきます。

議案第 37 号 令和 4 年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分 及び 認定第 7 号 令和 4 年度嘉島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を、また、歳入歳出決算につきましては、同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定をそれぞれ求めるものであります。令和 4 年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分の説明につきましては、令和 4 年度嘉島町簡易水道事業会計歳入歳出決算説明後に行なわせていただきます。

まず歳入歳出決算報告となります。お手元の認定第 7 号 令和 4 年度嘉島町簡易水道事業会計決算書の 1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出となります。この収益的収入及び支出とは経営活動に伴って生じる収益（収入）と費用（支出）のことを表します。収入の決算額は 6,672 万 7,973 円、支出の決算額は 4,771 万 8,263 円となっております。内訳は記載のとおりでございます。

続きまして、2 ページをお開きください。資本的収入及び支出についてとなります。この資本的収入及び支出とは施設の新設・改築など建設改良のための費用、それと企業債償還金などの支出とその財源となる収入のことを表します。収入の決算額は 5,228 万 5,000 円、支出の決算額は 6,429 万 466 円となっております。内訳は記載のとおりでございます。

続きまして、3 ページをお開きください。令和 4 年度嘉島町簡易水道事業損益計算書でございます。下から 4 行目、当該年度純利益となります。こちらが 1,552 万 5,456 円となっております。

最後に 4 ページをお開きください。下段の表となります。令和 4 年度嘉島町簡易水道事業剰余金処分決算書（案）でございます。未処分利益剰余金の当年度末残高は 2,338 万 9,182 円となります。そのうちの 1,000 万円は減債積立金へ、また、1,338 万 9,182 円は建設改良積立金へ積み立てを行うものです。ここが議決事項となるところでございます。

なお、各種明細書につきましては 8 ページ以降に掲載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第 37 号に関する説明及び認定第 7 号 令和 4 年度嘉島町簡易水道事業会計歳入歳出決算の報告となります。よろしくお願いたします。

○議長（森田義雄君） 以上で、議案の上程及び提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。なお、明日 2 日及び明後日 3 日は、町の休日のため休会、次回は 4 日となっております。当日は定刻までに、本会議場にご参集ください。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会 午前 11 時 16 分

令和5年9月2日（土曜日）
休 会

令和5年9月3日（日曜日）
休 会

令和5年第3回嘉島町議会定例会会議録（第2号）

・招集年月日

令和5年9月4日（月曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（10名）

1番	木下武	6番	増岡司
2番	穴井智子	7番	春日堅一
3番	齊藤進	8番	川野伸一
4番	森下文夫	10番	鍋田平
5番	満田和浩	11番	森田義雄

・欠席議員（1名）

9番 境野隆文

・説明のため出席した者の職氏名

教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石坂英一

議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第34号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第7号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第35号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 3 議案第36号 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第37号 令和4年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分について
- 5 議案第38号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）
- 6 議案第39号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第40号 令和5年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第41号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第42号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第43号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）

散 会

開会・開議 午前10時

.....

○議長（森田義雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。なお、境野議員から、体調不良のため欠席する旨の届けが提出されております。定足数に達しておりますので、令和5年第3回嘉島町議会定例会4日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

.....

日程第1 一般質問

○議長（森田義雄君） 日程第1 一般質問となっております。

一般質問については、3名の議員から通告がっております。まず、2番 穴井 智子議員の質問を許します。

○2番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○2番（穴井智子君） 前回、声が聞こえないということでしたけれども、マイク大丈夫でしょうか。2番 穴井 智子よろしくお願ひいたします。私からは3つ質問がございます。

まず1つ目、本町職員の防災研修及び町民の防災啓発はということでお尋ねいたします。質問の要旨ですけれども、本町の洪水ハザードマップをみると、安全箇所が少なく、本庁舎でさえ3mの洪水浸水想定区域となっております。世界的にも災害はいつどこで発生するかわからない状況になっております。想定外の発災も多く、日常的な災害への意識、備えが必要です。そこで、職員の研修はどのように実施されているか。また、町民の防災意識向上のための啓発はということでお尋ねいたします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） おはようございます。総務課長の高田です。よろしくお願ひいたします。

近年は自然災害の頻発化や激甚化により、いつでもどこでも起こりうる災害に対処するためには、町職員の災害対応能力の向上が重要であると考えております。職員の防災研修及び訓練につきましては、出水期に備え5月に熊本県・警察・消防・自衛隊などと合同で豪雨対応訓練を行い、初動態勢の確立から避難指示や避難所開設、自衛隊への救助活動要請など大雨による災害を想定した訓練を実施しております。また、水防活動の維持と水防体制の整備強化を目的に毎年、緑川流域自治体と国・県・自衛隊・消防などと河川敷で緑川水防演習を実施し、平常時から防災関係機関との連携を図っております。今後は、より意識を高めるため多くの職員が参加できるよう研修や訓練の実施を検討してまいります。町民への防災啓発につきましては避難対策として令和2年に作成し、全戸に配布しました洪水ハザードマップを転入者の方にも配布して、周知しております。また、毎年4月には区長会議のなかで災害の発生時に住民が連携を取り、お互いの身を守るための防災活動を行う自主防災組織の説明を行っております。今後も町広報誌に防災訓練等の防災関連記事を随時掲載するなど、町民の防災意識向上にも務めてまいります。以上で、答弁を終わります。

○2番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○2番（穴井智子君） 防災無線などの整備において、町長はじめ担当部署、課においてご尽力をいただいていると思います。感謝申し上げます。ただいまの答弁で職員の防災研修及び訓練においても実施されているとお聞きし、安堵いたしました。自主防災組織など地区においては少し温度差も感じられます。日ごろの訓練なくして発災時には情報、連携や避難行動など速やかにできるものではないと、私自身防災を学ぶ一人として認識があります。東日本大震災においても、明暗をわけたことの一つとしては、やはり避難訓練も重要なことでした。どうか今後も防災意識向上において本町全体として取り組みいただきますように切によろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目の質問でございます。小学生児童において、保護者同伴でないと公共施設を利用できないという事態があります。その現状をお尋ねいたします。質問の要旨としましては、嘉島町は西部地区、東部地区、校区で分かれていることで公共の図書室や町体育館等、小学校のみで利用することができない事態が生じているとお聞きしております。東小学校の児童が町の図書室を利用する際、校区外となり必ず保護者同伴となっている点は、本来自由に利用できなければ意味がなく、小学生の大事な教育の観点において非常に残念だとの声が多数あります。図書室だけでなく必要な公共施設の小学生児童の利用につ

いてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（森田義雄君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） おはようございます。学校教育課長の中富です。よろしく申し上げます。

2番、穴井議員の質問にお答えいたします。ご質問の趣旨は、校区外へ児童が出かける際には保護者が同伴しなければならないという学校における約束について、教育委員会の見解を問われているものと受け止めました。この約束は、自宅から離れた場所での行動について児童の安全面を考慮し、一定の線引きを行うために設けられているものであり、保護者や地域への周知物のなかには原則としてどの文言が入ったものもでございます。ご質問のような内容のケースを含めて、柔軟に取り扱うことが適当と考えられるケースがあることは学校側も認識しており、保護者に児童の安全・安心の確保という観点から、移動の目的、距離や時間等を総合的に判断していただき、その承諾のもと、児童だけで行動することも認められているものと認識しております。なお、保護者の承諾にあたっては、移動の目的、経路や帰宅時間の確認、交通安全の確保等について、お子さんとご家庭でよく話し合っただけでいただくことが大切であると考えております。以上申し上げましたことを踏まえて、児童の校区外への移動について、保護者の皆様に適切に認識していただく方策を学校側と検討してまいります。以上で、答弁を終わります。

○2番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○2番（穴井智子君） 私が記憶するに、この東校区と西校区という校区内、校区外という認識は私の小学校のころからの認識がそういうことで、校区外にはいけないという認識があります。私の長男が魚釣りが大好きで魚釣りに行っていましたけれども、そこがいわゆる校区外でして、担任の先生から叱られ、そこは校区外だから行ってはいけないという事案がありまして、確かに子供はショックを受けて、それから魚釣りをやめたという、そういうことをふと思いだした記憶があります。子供の成長において必要なことを優先するという安全確保も大事だと思いますけれども、図書館法というものを勉強させていただいて、この法律の目的ですけれども、第1条にこの法律は社会教育法昭和24年法律第207号の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とすると、こういう目的があります。定義としては、図書館とは図書、記録、その他、これはのちほど調べていただきたいと思うんですが、この2条の2項に、前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社、又は一般社団法人、若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館というのとあります。第3条に、図書館は図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならないで、1から9までございまして、その8項に、社会教育における学習の機会を利用して行なった学習の成果を活用して行う、教育活動、その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励することとなっております。深く以前から校区内、校区外という認識がありますけれども、よりよい今後の学校と担当課長からのご助言などもいただき、よりよい方向に進むことを願っております。

では、3つ目の質問をさせていただきます。マイナンバーに関するトラブルについてお尋ねです。質問の要旨としましては、マイナンバー制度において、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤としてマイナンバーカードの取得を推進されておりますが、一方で全国では多数のトラブル案件が公表されているということを皆さんご承知のとおりだと思います。本町の状況はどうかということをお尋ねいたします。

○町民保険課長（吉本博志君） 議長。

○議長（森田義雄君） 吉本町民保険課長。

○町民保険課長（吉本博志君） おはようございます。町民保険課長の吉本です。よろしく申し上げます。

2番、穴井議員の質問にお答えします。マイナンバーカードの普及を急速に進めている状況において、全国で相次いでいるトラブルの主なものとして、コンビニ交付サービスでの誤交付、マイナ保険証の誤登録、公金受取口座の誤登録が挙げられます。コンビニ交付サービスでの誤交付は、証明書発行システムの不具合を原因として、別人の証明書が誤って交付されるトラブルですが、本町では不具合が多発したシステムとは別の事業者のシステムにより運用しているため、現時点において誤交付は確認されておりません。次に、マイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証の誤登録は、人為的なミスを原因として別人の情報が紐づけられるトラブルですが、本町の国民健康保険と後期高齢者医療では、現時点にお

いて誤登録は確認されておりません。最後に公金受取口座の誤登録は、手続き支援窓口において、先に手続きをした方のマイナポータルからログアウトせず次の方の手続きを開始する、いわゆるログアウト漏れが原因で別人の公金受取口座を誤って登録してしまうものです。本町では企画情報課で手続き支援を行っておりますが、支援を行う職員がログアウトの確認を徹底しており、そのような事案の発生はありません。今後も国の動向を注視し、トラブルの未然防止を図りながら、マイナンバーカードの普及促進と利用機会の拡大に努めてまいります。以上で、答弁を終わります。

○2 番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○2 番（穴井智子君） 今の答弁に本町のトラブルは確認されていないということをお尋ねし、安堵いたしました。マイナンバー制度の全国に起きているトラブルで町民の不安があるのではないかと趣旨によりまして、質問させていただきました。マイナンバーカードは本人確認の意義でしたり、ということでもありますけれども、高齢者になると身分証明書がなかったりとかということもありますので、そういったところでは有効な制度であるかとは思いますが、一方で全国的にこういったトラブルが続出しているということは、とても皆さん不安に感じられていることだと思っておりますので、調べてきましたけれども、いろんなトラブルのなかにも、先ほど答弁のなかにもありました、家族名義口座の登録の誤登録が約 13 万件あるといった、それとマイナ保険証に他人の情報登録、誤登録が 7,300 件ほどあると。これは人による手入力と紐づけ対象の情報システムの相性など誤登録の原因に関して起こったというトラブルの認識です。今回、本町ではトラブルがないということではありますが、まだまだ 100%の普及率とはなっておりませんので、今後もトラブルがありました際には公表を怠ったり、隠ぺいなど、他の行政では隠ぺいをされたがゆえにいろんな大変な事態になっているという町もありますので、隠ぺいなどされずに町民にとってよりよいシステム構築となるように、トラブル案件が発生した場合、早急に対応していただき、その結果を報告してもらいたいと信頼を損なわないようにしていただきたいということをお伝えし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田義雄君） 以上で、穴井議員の質問を終わります。続いて、5 番 満田 和浩議員の質問を許します。

○5 番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○5 番（満田和浩君） おはようございます。5 番、満田が一般質問を行います。

質問事項は、高齢者支援の現状課題でございまして、いわゆる団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年、高齢化社会を間近に控え、本町の予算における民生費は、ここ数年は全歳出の 3 割を占める割合が続いており、令和 5 年当初予算は昨年、一昨年の 2 億円を上回る 21 億円と膨らみ、このうち高齢者に係る割合が 16%となっており、人口比率においても 65 歳以上の高齢者が全体の 25%強となっております。そこで、高齢化社会に対応する本町の施策と課題並びに施設の状況についてお尋ねします。

○福祉課長（松本和美君） 議長。

○議長（森田義雄君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本和美君） おはようございます。福祉課長の松本です。よろしくお願いいたします。

5 番、満田議員の質問にお答えいたします。民生費は主に子供、高齢者、障がいがある方などに係る予算が主であり、令和 5 年度当初予算においては、昨年、一昨年と同様、全予算の 3 割をキープしておりますが、大部分が子供に関する予算です。民生費のうち、高齢者に係る予算は約 3 億 4,000 万円で、民生費の約 16%を占めており、そのうち後期高齢者医療広域連合への負担金が 1 億 3,000 万円、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計など他会計への繰出金が 1 億 7,000 万円であり、特別会計への繰出金が必要な割合を占めております。また、高齢化率については過去 5 年間、26%台を推移している状況です。高齢者の方への施策については健康寿命を延ばすことを目標に、サロンや介護予防検診、認知症関連では認知症サポーター養成、脳いきいき事業、認知症カフェなどを行っており、一人暮らしの方への支援としては、緊急通報装置等による在宅生活の見守りを継続しております。嘉島町には、要介護 3 以上の認定を受けている方向けの特別養護老人ホームが 2 か所、全 79 床、要介護 1 以上の認定を受けており、長期療養の方向けの医療と介護を一体的に提供する介護医療院が 1 か所、54 床、要支援 2 以上の認定を受けている方で認知症の診断を受けた方向けのグループホームが 1 か所、9 床、有料老人ホームが 3 か所、全 75 床あります。なお、各施設にはそれぞれ入所等の条件があります。現在、嘉島町の老人施設において、早急に施設を増床しなければならないという相談は受けておりませんが、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上とな

る 2025 年及び第二次ベビーブーム世代が 65 歳以上になる 2040 年が迫るなか、将来的には施設の増床や増築等が必要になる可能性があります。その際は県と町相互で連携し、施設整備に対応してまいりたいと思います。以上で、答弁を終わります。

○5 番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○5 番（満田和浩君） ご答弁のとおり、本町の福祉に係る行政サービスは他面にわたり充実し、地域ならではのコミュニティと共助力の高さは町職員や携わるスタッフの努力として理解するところです。私自身が懸念しておりました、超高齢化における施設の現状に関しましても不足なしということで、危機感はなく安堵しております。環境に応じて受け入れの施設も必要ですが、家族のサポートも含めた在宅での日常生活者が一人でも多い健康な町を目指し、町の基本理念であります住んで良かった水の郷嘉島、安心・安全で活力のある町がますます施策反映されることをお願いしまして私の質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で、満田議員の質問を終わります。続いて、10 番 鍋田 平議員の質問を許します。

○10 番（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田議員。

○10 番（鍋田平君） おはようございます。早速、質問に入りたいと思います。

交差点の町道安全対策について伺います。熊本銀行前及び中野カメラ前の交差点は町道に右折レーンがありますが、右折矢印式信号機がないので、赤信号で右折している車を多く見かけます。渋滞緩和対策及び交通事故防止から、右折矢印式信号機などの設置についてどのように考えておられるか伺います。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） 10 番、鍋田議員のご質問にお答えします。当町としましても、交差点の安全対策については交通量の増加に伴い、重要であると考えております。質問にありました、熊本銀行前及び中野カメラ前の交差点は、これまで町道に右折レーンを設置し、渋滞緩和対策を行なってまいりました。また、当該交差点における右折矢印式信号機の設置につきましては、町民の方からも要望があったことから、これまでも御船警察署に対して設置の要望をしております。しかしながら、御船警察署と協議した結果、右折矢印式信号機を設置した場合、対向車両及び国道を走行する車両の停止する時間が長くなることから、さらなる渋滞を引き起こす可能性が十分に考えられることや、信号と交通状況は関連性が大きく信号機を 1 か所見直すと、周辺一帯の信号機を見直す必要が出てくるなど、近傍で新たな渋滞が発生してしまう可能性が高くなるとの回答でありました。当該交差点につきましては、交通量増加に伴い、さらに渋滞が予想される交差点でもあります。今後も右折矢印式信号機の設置を含めた様々な対策のメリット、デメリットを踏まえ、御船警察署と協議をしながら渋滞緩和など交通安全対策に努めてまいります。以上で、答弁を終わります。

○10 番（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田議員。

○10 番（鍋田平君） 町道の安全対策について、御船警察署は右折矢印式信号機を設置した場合、対向車両及び国道を走行する車両の停止する時間が長くなることから、さらなる渋滞を引き起こす可能性があるとの考えのようですが、混雑時は町道の右折レーンから 1 台か 2 台か、それも赤信号で右折しています。今のところ大きな事故は発生していませんが、大変危険な箇所だと思っております。今後とも状況把握と注視していただき安全対策をお願いして次の質問に移ります。

町道等の排水についてを伺います。上島・鯨にまたがる嘉島みらい工業団地は水田を埋めた造成工事が進められています。今までは豪雨時の雨水は水田に流れていましたが、今後は町道や住宅地の内水が心配されます。排水対策についてどのように考えておられるか伺います。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（森田義雄君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） おはようございます。建設課長の橋本でございます。よろしくお願いたします。

10 番、鍋田議員の質問にお答えします。皆様ご存じのとおり嘉島町は河川に囲まれた地形であります。以前の加勢川左岸には堤防がなく、当時は毎年のように水害に見舞われ、それが町発展の大きな妨げとなっておりました。その加勢川も平成 11 年には堤防整備が概ね完成し、また、同時期に現在の本町における

主な排水、内水対策となっております4つの排水機場と7つの樋管も設置されております。それ以降、本町におきましては水害による甚大な被害は発生しておらず、住民の悲願でありました、水害常襲地帯からの脱却を果たしております。これは長年にわたり国に対して河川改修要望を行なってきた大きな成果であります。ご質問にありました地域におきましては、熊本県の土地開発許可基準に基づき、適正な雨水排水抑制施設、調整池などとなりますが、それが配置され、実施された開発行為に対する県の完了検査も終わっております。しかし、昨今の風水害は異常気象の影響により頻度、度合いが日を増すごとに激甚化しておりますので、ご質問の地域につきましては今後の動向を注視してまいります。また、河川管理者との連携をより強化し、排水機場並びに樋管を効率的・効果的に稼働することで内水排水を促すこととします。今後引き続き、支川加勢川の流下能力向上、既存排水機場の能力向上及び治水上支障となる河道内の土砂体積や繁茂する樹木の撤去などの河川改修事業の推進を国に対して行い、地域住民の方々が安全・安心に暮らせるように努めてまいります。以上で、答弁を終わります。

○10番（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田議員。

○10番（鍋田平君） 建設課長のとおり、以前は毎年のように水害に見舞われていましたが、加勢川左岸に堤防が整備され、また排水機場が設置され水害はなくなりましたが、しかし最近、遊水地的機能をもっていた水田が宅地造成され線状降水帯など豪雨時の内水氾濫対策が必要だと思っております。今後も既存の排水機場の能力向上など内水氾濫対策をお願いして、次の質問に移ります。

次の質問です。嘉島町の教員不足の現状について伺います。近年、教員不足は全国的に報道されておりますが、嘉島町の現状と対策についてお伺いします。

○教育長（青木政俊君） 議長。

○議長（森田義雄君） 青木教育長。

○教育長（青木政俊君） おはようございます。教育長の青木でございます。よろしくお願いたします。

10番、鍋田議員の質問にお答えいたします。教員不足の現状と対策についてお答えいたします。まず、嘉島町内の小学校の現状といたしましては、4月当初において、本来、配置されるべき定数に対し、配置できなかった教員数は嘉島中学校で1名となっております。また、年度途中における教職員の妊娠、出産に伴う、いわゆる産休、育休代替教員の確保について、学校、教育委員会としても大変苦慮している状況がございます。教員不足については、定年退職者や特別支援学級の増加、教員志望者の減少等により、全国的に深刻な課題となっており、児童生徒の状況に応じたきめ細やかな教育を行うためにも、教員の確保は喫緊の課題と考えております。本課題に対しては、教職員の任命権限をもつ県教育委員会との連携が必須でございます。県教育委員会におきましては、新規採用選考考査の見直し、県内外の大学での説明会等による教員志望者の発掘、再任用教員の積極的任用等のほか、教職に就いていない免許保有者の掘り起こしなどに取り組んでおります。町におきましても、教育実習が町内の学校で実施される際、子供とともに成長できるといった、教師としてのやりがいを学生に感じてもらい、志望者の増加につながるよう努めております。そのほか、本町におきましては、町独自の予算を確保し、特別支援学級支援員14名を任用し、各校に配置しております。今年度からは、嘉島西小学校に新たに設置されました病弱学級に在籍する医療的ケアが必要な児童対応として、医療機関と契約を結び、看護師を配置しております。また、今年度から各学校に校務支援システムを導入し、児童生徒の名簿、成績、健康等についてのシステム上での一元管理を実現し、通知表や諸表簿の作成等に係る教職員の事務負担軽減にも取り組んでおります。引き続き、学校が子供たちとしっかりと向き合い、状況に応じたきめ細やかな教育ができるよう、県教育委員会と連携しながら教員不足への対策を講じてまいります。以上で、答弁を終わります。

○10番（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田議員。

○10番（鍋田平君） 教育長の回答のとおり全国的に教員不足は深刻な問題ですが、町独自の予算で支援員の任用など、きめ細やかな教育に取り組んでおられることは理解しました。将来の嘉島町を担うのは子供たちです。今後とも県教育委員会と連携をとり、教育環境の充実と教員不足にならないよう取り組んでいきたいと思っております。これで私の質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で、鍋田議員の質問を終わります。以上で、一般質問を終了します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 議案の質疑 討論 採決

○議長（森田義雄君） 日程第2 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、議案第 34 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 7 号 令和 5 年度 嘉島町一般会計補正予算（第 3 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 34 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 7 号 令和 5 年度嘉島町一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

議案第 35 号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 35 号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 36 号 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 36 号 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 37 号 令和 4 年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 37 号 令和 4 年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 38 号 令和 5 年度嘉島町一般会計補正予算（第 4 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 38 号 令和 5 年度嘉島町一般会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 39 号 令和 5 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 39 号 令和 5 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 40 号 令和 5 年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 1 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 40 号 令和 5 年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 41 号 令和 5 年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 41 号 令和 5 年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 42 号 令和 5 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 42 号 令和 5 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 43 号 令和 5 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 43 号 令和 5 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

これにて、質疑・討論・採決を終結します。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。次会は、明日 5 日です。定刻までに、本会議場にご参集ください。本日は、これで散会します。お疲れ様でした。

散会 午前 10 時 51 分

令和5年第3回嘉島町議会定例会会議録（第3号）

・招集年月日

令和5年9月5日（火曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（10名）

1番	木下武	6番	増岡司
2番	穴井智子	7番	春日堅一
3番	齊藤進	8番	川野伸一
4番	森下文夫	10番	鍋田平
5番	満田和浩	11番	森田義雄

・欠席議員（1名）

9番 境野隆文

・説明のため出席した者の職氏名

教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石坂英一

議事日程第3号

日程第1 決算の質疑 討論 採決

- 1 認定第1号 令和4年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
- 2 認定第2号 令和4年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 認定第3号 令和4年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
- 4 認定第4号 令和4年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5 認定第5号 令和4年度嘉島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 6 認定第6号 令和4年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 7 認定第7号 令和4年度嘉島町簡易水道事業会計歳入歳出決算

日程第2 議員派遣の件について

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申し出について

閉 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（森田義雄君） おはようございます。時間早うございますけれども、全員お揃いですので始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は10人です。なお、境野議員から体調不良のため欠席する旨の届け出が提出されております。定足数に達しておりますので、令和5年第3回嘉島町議会定例会5日目は成立しました。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 決算の質疑 討論 採決

○議長（森田義雄君） 日程第1 決算の質疑 討論 採決となっております。

これより、認定第1号 令和4年度嘉島町一般会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第1号 令和4年度嘉島町一般会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第2号 令和4年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第2号 令和4年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第3号 令和4年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第3号 令和4年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第4号 令和4年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第4号 令和4年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第5号 令和4年度嘉島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第5号 令和4年度嘉島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第6号 令和4年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第6号 令和4年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第7号 令和4年度嘉島町簡易水道事業会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第7号 令和4年度嘉島町簡易水道事業会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

これにて、質疑・討論・採決を終結します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 議員派遣の件について

○議長（森田義雄君） 日程第2 議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び嘉島町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思えます。本定例会から、次期定例会までの間における議員派遣につきましては、お手元に配付のとおりです。

なお、議員派遣に関して、日程及び出席者等の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたい

と思います。また、緊急を要する場合は、必要に応じて議長において、議員の派遣を決定したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣一覧表のとおり、派遣することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（森田義雄君） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題とします。

各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査事項の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。お諮りします。各委員長から提出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。これにて、令和5年第3回嘉島町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午前10時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員